

# 一般社団法人 日本介護支援専門員協会

## 委員会・部会設置規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人 日本介護支援専門員協会（以下「当法人」という。）定款第3条に規定する事業を円滑に推進するための委員会・部会の設置に関して、必要な事項を定める。

(種 別)

第2条 当法人に設置する委員会・部会は次のとおりとする。

- (1) 常置委員会
- (2) 特別委員会
- (3) 職域部会

(常置委員会)

第3条 常置委員会は次のとおりとする。

- (1) 総務・組織・会員委員会
- (2) 倫理委員会
- (3) 介護保険制度・報酬委員会
- (4) 生涯学習委員会
- (5) 広報委員会
- (6) 選挙管理委員会
- (7) 議事運営委員会

(特別委員会)

第4条 会長が特に必要を認めた場合、特別委員会をおくことができる。ただし、設置においては、常任理事会の決議を経て理事会に報告しなければならない。

(職域部会)

第5条 職域部会は次のとおりとする。

- (1) 居宅介護支援事業所部会
- (2) 介護保険施設等部会
- (3) 地域包括支援センター部会
- (4) 小規模多機能型居宅介護部会
- (5) 認知症対応型共同生活介護部会

(改 正)

第6条 この規程の改正は、理事会の決議による。

附 則

- 1 この規程は、平成20年9月30日から施行する。
- 2 この規程の一部改正は、平成21年4月1日から施行する。

- 3 この規程の一部改正は、平成22年12月3日から施行する。
- 4 この規程の一部改正は、平成28年5月20日から施行する。
- 5 この規程の一部改正は、平成29年3月10日から施行する。
- 6 この規程の一部改正は、平成30年5月18日から施行する。
- 7 この規程の一部改正は、令和元年6月23日から施行する。